

# 外国籍のお客さまの口座開設時提出書類について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当行では外国籍のお客さまのご本人さま確認は、必ず「在留カード/特別永住者証明書」をもって行うこととしております。

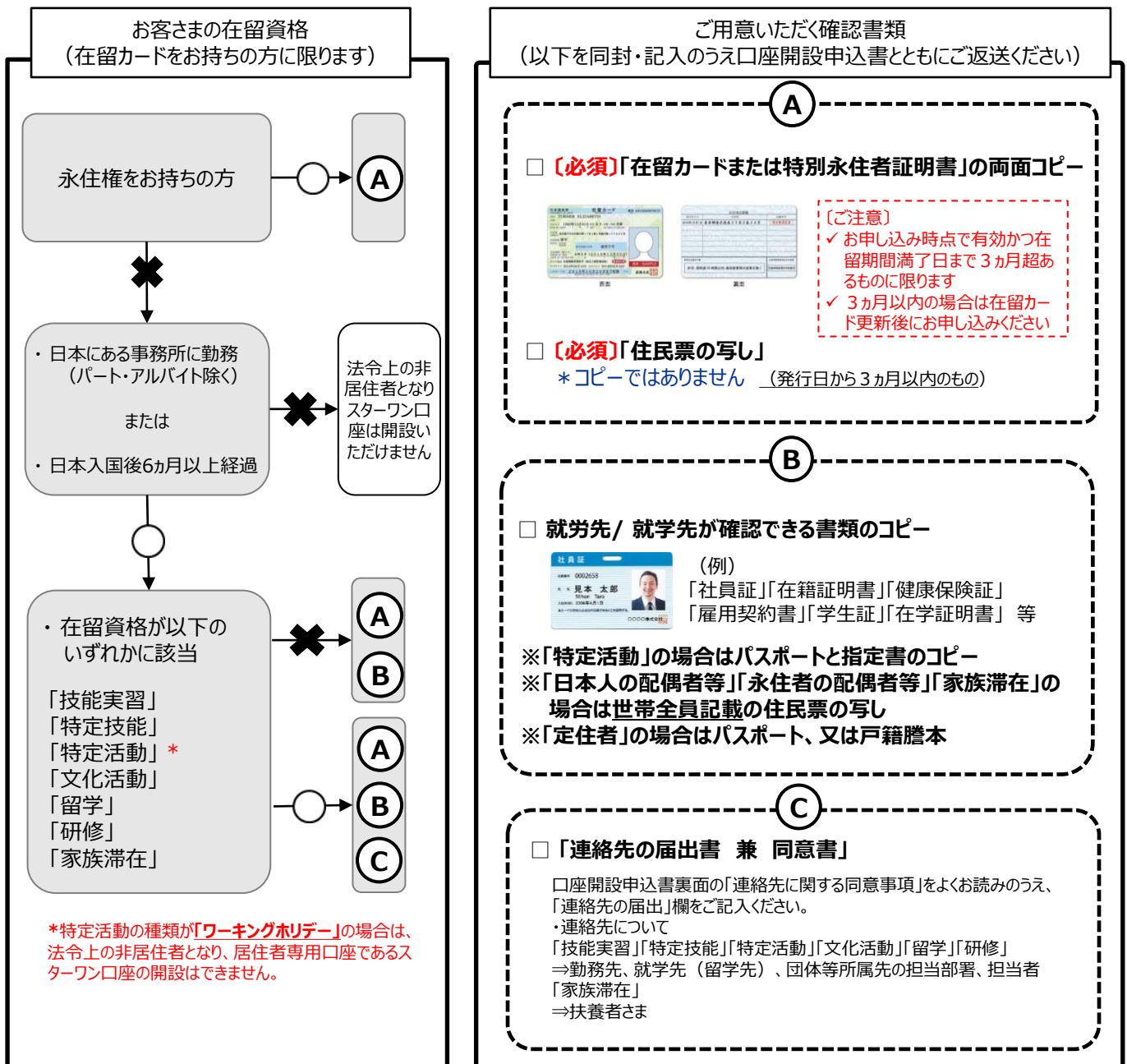
郵送での口座開設のお申し込みにあたっては、下記のとおり、「在留カードまたは特別永住者証明書」のコピーに加え、在留資格に応じた確認書類をご提出ください。お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

また、口座開設後の在留資格の変更や在留期限の到来、在留終了によるご帰国の際は、当行へご連絡いただき、更新後の在留カードのご提示や不要となる口座のご解約など、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

なお、場合によってはご希望にそえないこともございますので、あらかじめご了承ください。

## ◆ 口座開設にあたりご準備いただく確認書類について

証明書類はいずれも有効期限内のもの、有効期限のないものは発行日から3ヵ月以内であること（在留カードは、在留期間満了日まで3ヵ月超あるもの）が必要です。



\*特定活動の種類が「ワーキングホリデー」の場合は、法令上の非居住者となり、居住者専用口座であるスターワン口座の開設はできません。